

大町スポーツクラブ規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本クラブは「大町スポーツクラブ」と称し、事務局を大町市体育協会内に置く。

第2章 目 的

(目 的)

第2条 本クラブは、大町市の自然環境の中でスポーツ活動の振興を図り、会員の健全な心身の発達と健康増進に寄与することを目的とする。

第3章 活動方針

(活動方針)

第3条 本クラブは、会員相互の協力によって自主的に運営するものとし、営利的・政治的な活動は行わないものとする。

第4章 事 業

(事 業)

第4条 本クラブは第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ教室・スポーツ大会・スポーツイベントの開催
- (2) スポーツ指導者の育成・研修会・講習会の開催
- (3) スポーツ活動に関する広報活動
- (4) 各種スポーツクラブへの支援
- (5) 会員の親睦を図るための各種社交的行事の開催
- (6) その他このクラブの目的達成のために必要な事業

第5章 会 員

(クラブの構成)

第5条 本クラブは、次の会員で構成する。

- (1) 個人会員、家族会員
- (2) 登録指導者

(入会資格)

第6条 本クラブに入会する者はクラブの目的に賛同し、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 原則として大町市に在住または在勤するものであること。ただし、クラブの目的に賛同する者であれば、市外の者であっても入会する事ができる。
- (2) クラブの定める規約を遵守するものであること。

(会員資格の喪失)

第7条 会員の資格は、退会、除名、死亡によって喪失する。

2 会員が退会しようとする場合は、書面をもって会長に届け出るものとする。

(退 会)

第8条 会員が次の各項に該当する場合は、退会させることができる。

(1) 会員が第6条の要件を満たさないとき。

(2) 会員が本クラブの名誉を棄損したとき。

(3) 会員が会費の納入を怠ったとき。

(入会の手続き)

第9条 本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従い申し込むものとする。また、入会后、入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合は速やかに届け出なければならない。

(会 費)

第10条 会費は次のものをいう。

(1) 入会金

(2) 年会費

(3) 受講料

(会費の納入)

第11条 会員は、本クラブが別に定める会費を納入するものとする。受講料は必要に応じて別途納入するものとする。

(会費の返還)

第12条 一旦納入した会費は、返還しない。

第6章 役 員

(役 員)

第13条 本クラブに次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副会長 若干名

(3) 事務局長 1人

(4) 事務局員 若干名

(5) 運営委員 若干名

(6) 会計監査 2人

(顧問・参与)

第14条 本クラブは、顧問及び参与を置くことができる。

(職 務)

第15条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は、本クラブを代表し、クラブ運営全体の総括をする。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(3) 事務局長は、本クラブの事務を総括する。

(4) 事務局員は、本クラブの事務と会計を処理し、事務局長を補佐する。

(5) 運営委員は、本クラブの会務を処理する。

(6) 会計監査は、本クラブの会計事務を監査する。

(任 期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員の任期が満了となっても、後任者が決まるまでその任務を行う。

第7章 会 議

(総 会)

第17条 本クラブの総会は毎年1回以上開催し、次の事項を決議または承認する。

(1) 事業報告、決算に関すること。

(2) 事業計画、予算に関すること。

(3) 役員の選出に関すること。

(4) 規約の改正に関すること。

(5) その他、本クラブに関して重要な事項。

2 総会は、会長が招集し、議長となる。

3 総会は、成人会員が出席するものとする。

4 総会の決議は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 本規約の改正は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(運営委員会)

第18条 運営委員会は、次の事項を協議し決定する機関である。

(1) 事業、予算の執行に関すること。

(2) 事業報告書、決算報告書に関すること。

(3) 事業計画案、予算案の作成に関すること。

(4) 専門部会、実技指導者に関すること。

(5) その他、総会により委任された事項の執行に関すること。

2 運営委員会は、会長が招集し、議長となる。

3 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 運営委員会の決議は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第8章 会 計

(資 金)

第19条 本クラブの資金は、以下のものとする。

(1) 会 費

(2) 事業収入

(3) 補助金及び交付金

(4) 寄付金及び協賛金

(5) その他の収入

(資金の管理)

第20条 本クラブの資金は事務局長が管理する。

(予算及び決算)

第21条 本クラブの予算及び決算は総会の議決・承認を受けなければならない。

(会計年度)

第22条 本クラブの会計年度は毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

第9章 事故の責任

(事故の責任)

第23条 会員は、クラブ活動に際してはクラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して、盗難、障害等の事故が起こっても、クラブ並びに指導者に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(安全保険加入)

第24条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。本クラブは、活動中の障害についてはクラブ入会時に加入する保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第10章 細 則

(細 則)

第25条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、運営委員会の決議によって定める。

附 則

本規約は平成15年10月5日から施行する。

規程改正経過

平成22年 6月20日 一部改正